

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について

平成25年9月3日

スポーツ・青少年局学校健康教育課

○ 調査目的

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度からは、新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となったが、一方で、本ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もある。そのため、文部科学省においては、これらの実態を把握し、児童生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、本調査を実施することとした。

○ 調査方法

全国の国公立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中・高等部）に対する悉皆質問紙調査。

○ 調査の対象者

平成24年度間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間）において、以下の【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒。

【1】一定期間の欠席が認められる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【3】教育活動の制限が生じた生徒

・【1】【2】以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒

○ 調査結果

別紙参照。